

確定申告

所得税・町県民税の申告相談を、2月7日(木)から行います。

お問い合わせ 町税務課(☎852・5144)

町内の各会場 で申告相談を実施

平成30年分所得税と平成31年度町県民税の申告相談を平成31年2月7日(木)～3月15日(金)(土曜・日曜・祝日を除く)に実施します。(日程は10%に掲載しています)

相談時間は午前9時～正午、午後1時～午後3時(受け付けは午前8時30分～午後3時)です。

申告していただく所得は町県民税のみならず、国民健康保険税の所得割課税や他の保険料等算定の基礎となります。

所得状況をよく知る方が申告し、納得のいく課税となるよう申告してください。

申告をされなかった場合は、各種証明書が交付できなくなるほか、各種行政サービスが受けられなくなる場合があります。

なお、平成30年1月～12月までの1年間収入が一切無い場合でも、町では収入の有無を把握できないので必ず収入が無いことを申告してください。

申告が必要な方

平成31年1月1日現在で本町に住居のある方で次に該当する方

- 1 不動産(小作料を含む)・営業・農業・一時・雑所得(年金等)・譲渡所得等給与以外の所得があった方で所得税に係る確定申告書を提出していない方

30年中に医療機関に支払った金額が確認できる書類、高額医療費給付金や医療保険から受給があった場合はその金額が確認できる書類

「医療費控除」等の適用を受ける場合は、医療費の領収書の添付または提示(平成31年分までは可)に代えて次の書類の添付が必要となります。

- 1 医療費控除
「医療費控除の明細書」または医療保険者等が発行した医療費通知
 - 2 セルフメディケーション税制
「セルフメディケーション税制の明細書」の添付と一定の取組を行ったことを明らかにする書類の添付または提示
- ※なお、「医療費控除」を選択した場合、「セルフメディケーション税制」を受けることはできません。

- ▼国民健康保険税の納付確認書が必要な方は税務課窓口で発行します。
- ▼税務署から、申告書に代えて「確定申告のお知らせ」のハガキまたは封書が送付されます。確定申告書の作成に必要な情報が記載されていますので、必ずご持参ください。
- ▼土地や建物の売却、株式等の譲渡など、内容によっては税務署での申告をお願いすることがあります。

秋田北税務署からのお知らせ 平成30年分所得税・消費税・贈与税の確定申告について

1 申告と納税は期限内に

平成30年分の確定申告書の受付期間は、次のとおりです。

- ▶所得税 2月18日(月)～3月15日(金)
- ▶消費税(個人事業者) 4月1日(月)まで
- ▶贈与税 3月15日(金)まで
納税は振替納税をご利用ください。
- ▶所得税 振替日: 4月22日(月)、延納分: 5月31日(金)
- ▶消費税(個人事業者)
振替日: 4月24日(水)

2 インターネットで確定申告ができます

国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」で確定申告ができます。
電子申告(e-Tax)のご利用には、事前の手続きが必要です。詳しくは国税庁ホームページ(www.nta.go.jp)をご覧ください。
なお、平成30年1月以降に税務署職員と対面による本人確認を行った後に発行された「ID・パスワード」

があれば、マイナンバーカードやカードリーダーがなくても電子送信できます。

※「確定申告書等作成コーナー」を利用して作成した申告書は、書面出力して郵送等での提出も可能です。

3 確定申告書作成会場は「フォーラムアキタ」

「申告書作成会場」は、所得税(譲渡所得を含む)・消費税・贈与税の申告書を作成する会場です。なお、税務署内には申告書作成会場を設置していません。

- ▶会場 秋田県労働会館「フォーラムアキタ」
(秋田市中通6丁目7-36)

※専用駐車場がありませんので、公共交通機関をご利用ください。

- ▶開設期間 2月18日(月)～3月15日(金)の平日
※土曜・日曜は休みですが、2月24日と3月3日の日曜に限り、開設します。
- ▶開設時間 午前9時～午後4時
※作成会場は大変混雑しますので、午後3時前のご来場にご協力をお願いします。

確定申告に関するお問い合わせ 秋田北税務署(☎845・1161)
(お問い合わせは、音声案内に従い、「0番」を選択してください)

町の会場で 申告する必要がない方

- 1 1か所の事業所からの給与のみで、所得税の年末調整をされ、勤務先から給与支払報告書が町に提出されている方
- 2 フォーラムアキタ、e-TAX、その他の方法で確定申告をされる方

申告に必要なもの

- 1 マイナンバーカード等
マイナンバーの記載および本人確認の書類の提示が写しの添付が必要です。
- 2 マイナンバーカード
通知カードおよび運転免許証等の顔写真付きの身分証明書
- 3 マイナンバーが記載された住民票の写しおよび運転免許証等の顔写真付きの身分証明書
- 2. 印鑑
- 3. 還付金の振込先口座情報が分かる

もの

- 4 所得計算に必要なもの
給与収入のある方
勤務先から交付された源泉徴収票、または事業主の給与支払証明書
- 1 年金収入のある方
公的年金、年金基金や企業年金等の源泉徴収票
- 2 自営業の方
営業所得計算書と仕入・売上等を記録した帳簿、必要経費の領収書
- 3 農業所得のある方
農協などから交付される「平成30年分農業所得に係る取引明細書」や収入と必要経費などがわかる帳簿類、領収書などそれらを基に記帳した「収支計算記帳簿」
- 4 各種控除に必要なもの
1 社会保険料、生命保険料、地震保険料等控除支払証明書
2 寄附金の採納証明書、または領収書、受領証等
3 配偶者・扶養控除対象者に収入があった場合は、その人の平成30年分の収入金額がわかる書類(源泉徴収票等)
- 5 障害者控除を受ける場合は、障害者手帳または役場健康福祉課が交付する障害者控除対象者認定書
- 6 住宅借入金特別控除を受ける場合は、住宅に係る登記事項証明書、契約書、借入金残高証明書、すまい給付金等の補助金関係書類、源泉徴収票
- 7 医療費控除等を受ける場合は、平成